

2015年4月から、貸付要件などが次のとおり変更になりました。

## 1 入学貸付及び修学貸付について

貸付対象教育機関に「中等教育学校※（後期課程に限る。）」が追加されました。

※ 中等教育学校とは、中高一貫教育の課程で、前期中等教育（中学校等の教育）と後期中等教育（高等学校等の教育）を一貫して施すシステムをとる学校のことです。

## 2 修学貸付について

貸付限度額が修学期間1月につき、10万円から月15万円に引き上げられました。

## 3 住宅貸付について

借受人の行為の制限について、貸付金の償還が完了する前に当該貸付の対象となった不動産を第三者に譲渡することはできないとされていましたが、介護や被災等による転居に伴う譲渡など、特別な事情がある場合は譲渡できることになりました。

## 4 災害貸付について

(1) 償還について、これまで「償還期間内」において1年以内を限度として元金部分の償還を猶予することができましたが、「償還期間外」で1年以内を限度として償還の猶予ができることになりました。

※ 償還期間20年の場合

＜変更前＞1年目に償還を猶予し、2年目から19年で償還

＜変更後＞1年目に償還を猶予し、2年目から20年で償還

(2) 災害再貸付を借り受ける際、住宅貸付又は災害住宅貸付を既に借り受けている場合、これらの貸付未償還金を一時に償還することとされていましたが、これを要しないことになりました。

## 5 団体信用生命保険について

貸付残高が50万円以上の方が加入することができましたが、加入要件が貸付残高10万円以上に引き下げられました。